

戦前初等教育における技術教育の展開について (2)

宮崎擴道*・澤本 章

The Development and Fixing of Technical Education in Primary School at World War 2 II

MIYAZAKI Hiromichi* SAWAMOTO Akira

(Received September 28, 2007)

はじめに

昭和の初期は、昭和2年(1927)の金融恐慌や昭和4年(1929)の世界的経済恐慌の影響による都市部の不況と同様に、農村も農産物の下落や養蚕業の不振などにより深刻な困窮状態であった。このため、政府は対農村施策として、昭和7年(1932)の農村漁村経済更生計画にみられるように、農民の向上心の錬磨や経営技術の習得などにより農村の自力更生を図ろうとする地方振興政策を採っていた。

教育行政においてもこのような農村疲弊に伴う教育環境の悪化を、いかに打開するかと云うのが緊要の課題であった。ここに、郷土教育運動が政府の農村振興策や自力更生運動と結びつき、取り上げられ奨励されていく所以があった。その郷土教育について野田義夫は、「人間は子供の時に郷土によって初めて自然を認識し人生を了解し、社会を了解する」として、「随って凡て郷土から出発せねばならぬ。そういう風に解釈するから郷土が総ゆる教育の根元となる」¹⁾と郷土と学校教育の繋がりを強調しているのである。

文部省は具体的な行動として、昭和2年(1927)8月に高等師範学校や師範学校の附属小学校を中心にして500校余りの学校に対して郷土教育の実態調査を行う一方で、財政難と云われる中、昭和5年(1930)から各師範学校への郷土研究施設費の補助金交付(1校当たり5年度は1810円、6年度は4120円)をした²⁾。このとき例えば高田師範学校では、「文部省の昭和6・7年度に亘る郷土資料費」³⁾により、新潟県下の工業製品とその産地などの調査を行っている。また、昭和7年(1932)および昭和8年には、公民教育に関する郷土教育講習会や郷土教育講話会を全国6個所で開催するなどして郷土教育運動の推進を図った。

一方、農村不況と直面した教育界もそれに伴う教育破綻に対して、子供達の居住する地域の生活を見つめ直し、それと結合する生き生きとした教育の構築に打開の糸口を求めようとした。そのために、ドイツ的な郷土科学の影響を受けた郷土研究やアメリカ的な地域調査などと結びつけた郷土教育が云われ、それから醸成される教師、子供、保護者を含んだ社会的な自覚を求めようとした。ここに郷土教育と対農村施策は、地方振興を背景とする点で共通点を持っていたとも云える。

郷土教育は子供の生活基盤である郷土の実態に軸足をおき、そこに教材を求め、更に広域に拡大していこうとするもので、郷土的な社会を知り、これを愛し、そこに貢献できるような人間を育成することをねらいとするものであった。

*山口大学名誉教授

ところで文部省が郷土教育の推進に熱心であったもう一つの側面は、大正10年（1921）の「八大教育主張」⁴⁾などに見られるように、子供の個性、自主性、自発性を尊重し、経験を重んじ子供の活動を重視する大正自由教育、新教育を経験する中で、従来の抽象的で画一的な教育、模倣的受容主義教育からの脱却があり、当時の普通学務局長篠原英太郎は、郷土教育を教育の実際化や教育の地方化の具体的な方策として位置付けた⁵⁾。郷土教育は新教育を経験する過程の中で、画一教育の弊害が指摘されることに対して、「旧来の教育方針」は「国家教育の根幹として動かすことはできない」と云う制約の下で、ともかく画一教育の弊害を打破する方策として、教育行政側から「火蓋が切って落とされた」と云う側面があるため、その実施については教育現場も模索していた⁶⁾。

第一次世界大戦後の世界的な教育制度改革の中で、政府は大正6年（1917）、臨時教育会議を設置して小学校教育についても着手したが、手工教育界の改革運動はこれに呼応する形で、尋常小学校における手工科の必修化や古典化した小学校教師用手工教科書の刷新などを求めたがはかばかしい状況ではなかった。このような事態の下でも手工教育は実践面では活況を呈しだした。それは、まだ「郷土化を単に在来地方に行はれて居る産業に教材を選ぶこと」、あるいは「其の地方より産出する原料を教材として求むること」として、「郷土化し終れりと思意する」と云う場合も少なくない状態ではあったが⁷⁾、「一方には郷土に即した手工教育に目覚め、地方教材の研究に志すものが出た」⁸⁾とされるように、新教育運動の潮流の中で手工教育にも旧来の教育課程からの脱却を図ろうとする動きが生じていた。

このような郷土教育の実践は、主として郷土における地理、歴史を対象として始められ、地方的な教材の採用や郷土史誌の付加的扱いなど教材の郷土化の形で進められた。その実践例は、地理的なものや公民教育的なものなどの社会認識的な教科と博物などの自然認識的な教科で多く見られるが、手工教育もこの一連の動きの中で郷土教育運動に関わっていくことになる。しかし手工教育に関して云えば、「我国の現状では手工教育の発達は都市が盛んであり又専門的研究者が都市に多く集まり、農村の手工教育等については実施研究するものは少ないのでは」⁹⁾とされているように、手工教育と郷土教育なかならず農村における教育という結び付きでは、必ずしも一般的ではなかったと思われる。このため、郷土教育との関わりで、地方的教材の問題を取り上げた報告は少ない。本稿では、その手工教育と郷土教育の関わりを主として地方的教材の視点から見たい¹⁰⁾。

なお、篠原普通学務局長は郷土教育運動によって、「郷土愛から国家愛への思想を培う」¹¹⁾ことを強調したように、郷土教育運動は農村振興策や自力更生運動と結びついて、当時の社会的、政治的背景の中で次第に郷土愛から国土愛へとその目的を変質して行くと云う側面もあるが、そのことは本稿の対象とするところではない。

1. 手工教育と郷土教育

郷土教育運動の下で手工教育が郷土化を活発化し始める時期は、「本年度の所産として注目すべきは、郷土教育の主張の下に生まれた図画手工郷土化の問題である」¹²⁾のように、昭和6年（1931）頃において顕著となる。なお、図画と手工の共通部分に着目した図画手工合一論は、明治から云われたが、特に新教育の影響を受けた合科教授、総合教授の考え方に関連して大正中頃から取り上げられて来た¹³⁾。

ところで手工教育界は郷土教育をどのように認識していたのであろうか。

“郷土”の解釈について手工教育界においては必ずしも統一的な見解があったわけではない

が、郷土とは子供の所属する行政的領域であるとする「客観的郷土観」や、特定の地域における人対人、人対物が相互関係のもとで有機的に結合した統一体であるとする「主観的郷土観」などが云われている¹⁴⁾。また昭和7年(1932)に学校美術協会が主催した図画手工教育協議会では、子供の「日々生活し得る範囲」や「生活し得る環境」であり、したがって子供の成長に伴いその範囲は拡張されるとしている¹⁵⁾。

また、教育の郷土化については岡山秀吉は、子供は自分を取り巻く社会環境、自然環境などの中で生活する過程で、自ずと「郷土に対する感情を発展」させ、「環境を親しみ環境を愛慕」するようになるが、こうした「児童と郷土との関係を明瞭」にして、「この両者を結合する感情生活を一層発展」させると云うのが、所謂「教育の郷土化」であろうと解説している¹⁶⁾。こうした郷土教育の捉え方は大別すると、①子供の身近な対象を扱うと云う教育の教授原理としての考えと ②郷土の文物を対象とすることを通して、郷土理解や郷土愛を持つ人間育成を図るという教科教育的な考え方があったと云える。

郷土教育の目的については、矢崎好幸(山梨県師範学校)は、①郷土を正しく知ると云う郷土認識に主眼を置く考え方、②郷土に関する地理的、歴史的、芸術的、道徳的、社会的、宗教的な事象事情の調査を行うことによって自然に培われる郷土愛の育成、③純良な郷土精神をもち、郷土文化建設の担い手となる人材の育成などを挙げて、現在では③が主体となっていると云う¹⁷⁾。前記の図画手工教育協議会では「荒廃しつつある郷土の自然を愛護」し、「衰微しつつある地方の産業等」に対して充分な関心と理解を持たせ、これらの「更正開発への基礎的態度」を育成しなければならないとの立場を取った¹⁸⁾。

また、岡山秀吉は手工教育を郷土化するときの視点について以下のように指摘している。

第一は、「手工に郷土的の材料を応用すること」である。この郷土的な材料とは、全国レベルで用いられている紙、糸、粘土、竹、木、金属などの「普通的手工材料」の他に、「蔓類、籐、羊歯、特殊の木竹材、杷柳、桑條、麦稈、経木、苧麻、藺、藁、泥岩、貝殻」などの「特殊材料」などがあるとしている。このような、郷土的材料を用いれば、場合によっては、「土地の特産物」を生むかもしれないし、あるいは「副業」の創成につながるかもしれないとも云っている。そこまでに至らないにしても、郷土的材料を用い、実生活に応用する点に、「深い創造的意義」が存在すると云う。第二は、「手工をして郷土の産業に関係させることである」。郷土の産業と関連づけることにより、「手工教授に一層深き興味を感じ且つ容易にこれを理解」させることが可能となるし、「郷土の実際生活に適合」させることによって、「郷土に対する同情心」を育成することが出来るとした。第三は、子供の身近な題材を扱うことである。子供を取り巻く諸環境である「児童生活、歴史、地理、理科、風俗、習慣」などの中で家屋、動物、建造物、郷土玩具などのように、手工科の素材や表現対象となるものは、手工科の題材とすることだとしている。このような身近な題材を扱うと、子供は「多くは非常なる興味と努力」で取り組むものである。しかしこの場合、「児童自らをして所好の題目を選ばしめ」て、なるべく「自由製作又は工夫製作」として課すべきだとしている。以上の中で、第一と第二に関しては、必要以上に過大視することには批判的であった。その理由として、地方的材料の利用や地方産業との関連づけは必要だが、さりとて手工教育は本来の教科使命として「児童の自由活動、創作活動、個性伸長等の上に、大なる任務を有する」ものだから、郷土重視のあまりに郷土的な材料や産業との関連づけのみに目を奪われて、「これに力を集注して手工の範囲を狭少ならしむ」ことがあれば、かえって「大に手工教育の価値を失墜」させることになるとしている。そして、教材と云うものは「教育の諸方面より公平に考察」することが重要であり、郷土的な

材料の利用や地場産業との関連づけも、「手工教材選択上の一要件」と考えるべきで、「手工教材の全部をそれに依つて決定すべきではない」と指摘している¹⁹⁾。

次に手工科における郷土化の留意点については、木村憲二（青山師範学校）は、①材料の郷土化、②教材の郷土化、③教材の取扱の郷土化に区別して以下のように示した²⁰⁾。①の材料の郷土化では地方調達为例として粘土細工用の粘土、木彫用の木材などをあげている。②の教材の郷土化では高学年段階では、土地の中心的産業あるいは副業と関連した教材を取り上げることが大切なことだが、その場合、教材は「男女に依つてその趣を異にする」と云っている。また、産業関連の教材として「硝子細工」や「皮革細工」、「セルロイド細工」などに重点を置きやすい地方など例示し、副業関連の教材では、「(1)家庭工業としての副業、(2)所謂内職、(3)農業及農産物の製作或は加工、(4)所謂土産物の製作」などを示している。③の教材の取り扱いの郷土化では、子供の生活と土地の産業とを関連させて扱うときは、対象が広範囲で内容も豊富になるがために、扱いを誤れば低レベルの「お国自慢の様になつたり」、「姑息な教育に早変わりする」と指摘している。

また、昭和12年（1937）の広島県師範学校附属小学校主催の教員実地指導では、手工教育上の留意事項の一つとして「地方郷土の環境を重視して教育すること」をあげ、その中では①地方の自然、伝統、産業に立脚した精選、再構成を行う ②偏狭な郷土観や一面的見方を排除する ③郷土をさらに一層豊かに拓くと云う態度を育成する ④地方産業の置かれている現況に鑑みて、適切となる地方的教材を教育的観点から採用する ⑤教材費など経済的利点からのみ追求しないこと ⑥職業教育との関連性を考慮しつつも一般陶冶の立場を見失わないこと、などを示している²¹⁾。

2. 地方的教材の採用と実践

新教育運動の高まりの中で、大正15年（1926）の小学校令改正により、高等小学校に手工科が必修化された。その実施にあたり、大正15年7月に文部省は手工科夏期講習会を主催するが、そこで手工科の課程案が協議決定された。その第1項の高等小学校男子手工科教材配当綱領、および第2項の高等小学校女子手工科教材配当綱領では、標準履修表が示され、その備考でそれぞれ、「土地の情況に依り便宜地方的手工を加味するも可なり」、「土地の情況により便宜粘土細工及び地方的手工を加味し、若しくはこれとその種類を変更して授くるも可なり」としている。第3項では地方的手工教材の種類について「前記諸表に記載するものの外土地の情況によりて、是等諸表に加味し、或は是等と適宜変更するも可なりと認むべき手工の種類左の如し」として、「蔓細工(其の他の籠細工)、柳細工(其の他の枝條加工)、藁細工(農)、荷造法(商)」²²⁾などを示した。このようにして、高等小学校という枠内ではあったが、地方的教材の採用とその具体が示された。

また手工科の必修化に伴いその教材、設備などに関する標準を示す必要に迫られることになったため、昭和2年（1927）1月、教授要目や標準設備に関する調査会（委員は岡山秀吉、阿部七五三吉、伊藤信一郎など6名）を発足させたが、その調査報告は文部省普通学務局調査の「手工科教授要目及標準設備」として同年5月公表された。その中の小学校手工科教授要目について見れば表1のようである²³⁾。

表1 手工科教授要目及標準設備 (抜粋)

一 小学校手工科教授要目

尋常小学校		高等小学校	
第1学年	紙細工、粘土細工、豆細工	第1学年	木工、製図
第2学年	紙細工、粘土細工、豆細工	男児	手芸
第3学年	紙細工、粘土細工	女児	木工、金工、製図
第4学年	紙細工、粘土細工	第2学年	竹木金工、製図
第5学年		男児	木金工、製図
男児	竹細工	女児	木金工、製図
女児	糸布細工、竹細工	第3学年	
第6学年		男児	
男児	木金細工	女児	
女児	糸布細工、竹木細工		

注意 一 土地ノ情况ニ依リ便宜麦稈、経木、蔓、羊歯、杷柳等ノ細工
及女児ニハ造花、組紐等ヲ加ヘ又ハ之ヲ以テ前記ノ手芸ニ代フルコトヲ得
(注意ニ以下は略)

二 小学校手工科標準設備

- 一 教室 (以下略)
- 二 備品 (以下略)
- 三 用具 (以下略)

これを受けて、各地方はそれぞれの実態を考慮して独自の教授要目等を作成したものと考えられる。例えば昭和2年(1927)の秋田県手工研究会では、県諮問案「本県手工教育振興ニ就キ其ノ具体案ヲ諮フ」に対して、「教材方面」の事項として「県手工標準細目ヲ編制スルコト」を答申している²⁴⁾。広島県でも昭和2年に教程と設備の標準は最も緊急の課題であるとして、「手工及工業科教程並設備標準」を公表し、教材については、表2のように手工科特別教室とそれ相当の設備を有する学校を対象とする第1類と、普通教室のみを用いて簡易な形で実施する第2類に分けて示している²⁵⁾。

新教育の影響などで地方的な教材を採用するという考えは兼ねてから云われていたことであったが、このように学務局調査報告として具体的な教材が示されたことで、郷土教育との関わりでその採用に弾みがつくことになる。山形寛は手工科の教授細目はいかに理想的であっても、「土地の事情によつて児童の趣味や傾向を異にする」こともあるから、都市部のそれを農村部にそのまま適用することはあまり望ましいことではない。「材料等もその土地で容易に何時でも得られるものでなければならない」²⁶⁾としているが、広島県も前記標準の中では、「地方の情勢極めて区々なるものがある」から「一律に之を定むることは決して当を得たものとは云ひ得ない」と実態に触れている²⁷⁾。経済状況などを考慮すれば県下一律の教授要目の実施など望むべくもなかったようで、同標準では「寛量なる態度の下に自由に取捨選択」し、「確固たる信念」の下で実践して「優秀なる効果を挙げらるることを切に希望する」としている。

地方的教材については、次ぎのように捉えられていた。

伊藤信一郎は手工教育の教材を基本教材と一般教材に大別した。基本教材は当然ながら、地方の別を問わず学習すべき性質のもので、教科の「本質上から目的の示す所によつて動かすこ

表2 広島県の手工及工業科教程並設備標準

第1類		第2類	
尋常科		尋常科	
第1学年	紙細工 粘土細工	第1学年	
第2学年	紙細工 粘土細工	第2学年	
第3学年	紙細工 粘土細工	第3学年	紙細工 粘土細工
第4学年	紙細工 粘土細工	第4学年	紙細工 粘土細工
第5学年		第5学年	紙細工 粘土細工 竹細工 木金工
男児	紙細工 粘土細工 竹細工		
女児	紙細工 粘土細工 糸布工		
第6学年		第6学年	
男児	粘土細工 木工	男児	竹細工
女児	竹細工 金工 糸布工	女児	糸細工
高等科		高等科	
第1学年		第1学年	
男児	木工 金工 製図及び講話	男児	紙細工 木工 製図及び講話
女児	粘土細工 糸布工 染色 製図及び講話	女児	染色 製図及び講話
第2学年		第2学年	
男児	木工 金工 製図及び講話	男児	竹細工 製図及び講話
女児	木工 糸布工 製図及び講話	女児	粘土細工 製図及び講話

*第2類の第1, 2学年は過渡的措置として実施していない

との出来ない教材」、いわゆる基礎的、基本的な教材である。従って「初等教材及び基本教材」は、比較的郷土化あるいは地方化する余地に乏しく、また「比較的その必要を認めない」ものとなる。これに対して一般教材は、紙細工、豆細工、粘土細工、竹細工、木工、金工、手芸など都市部、農山村部を問わず得やすく「教育的価値」のあるものである。この手工教育の郷土化では、一般的な手工教材を郷土化することは、先ず実行すべき点であり、かつ最も容易なことである。一般的教材は、「その土地の景色、建築物、人情、風俗」など子供の身近な素材を対象とし、「努めて児童化し、時代化し、実用化し、郷土化し」て行くべきだとしている²⁸⁾。そして地方的教材の対象となるのは、一般教材を地方化したものと純然たる地方的教材とがあるとした。

その地方的教材はある地方の「独特の自然物」或は「生産物に関係あるもの」で、「藁、蔓、羊歯、麦稈、経木、楊柳、黍殻、貝殻、角、皮革等の各細工」のように、ある地方特有な材料を使用するもので、その他にも、「籐細工、杷柳細工、藁細工、木の実細工、屑繭細工、白樺細工、枝條細工、軽石細工」など様々な例が挙げられている²⁹⁾。

ところで、内山一郎（広島県師範学校）は、「郷土的教材」によって、土地の子供を教育することは教育効果を上げる点で最良の教授方法であり、土地で実生活を営むものに有益である。このことが「地方教材の中心教材化」であり、観点を換えれば「教育の地方化」と云えるとしている³⁰⁾。

しかし、伊藤信一郎は先ずは一般教材（「紙細工、豆細工、蜀黍稈細工、粘土細工、竹細工、

木工、金工、製図、糸布細工、手芸等]) の教材研究に主力を注ぎ、次いでこれを地方化することに努めるべきで、その上で地方的教材 (「蔓細工、籐細工、羊歯細工、杷柳細工、藁細工、麦稈経木細工、木の実細工、屑藪細工、白樺細工、枝條細工、貝細工、軽石細工」など) の研究を深めることが必要であるとしている。そして、この教材研究は子供を「實際生活に一層適切ならしめ」、教材に「地方色、郷土色を発揮」させ、それを通して「愛郷心を養ふ」と共に「郷土の改善に貢献する」機能を持つ必要があるとした。ただし、「各郷土は、多く一面には地方的の特色を有する」と云う反面で、「一面には地方的の欠陥を持つて居る」ので、「その特色を発揮」させると共に「その欠陥を補うふことに努めなければならぬ」³¹⁾ としている。

また、行友伴輔 (広島県師範学校) も地方的教材には利点も多いが、いわゆる実利主義的要素を多分に含むため、これに偏重すると「手工教育の本質」を見誤る可能性もある。「先づ一般的陶冶を主とし特殊的陶冶を従にする必要」がある。従って「一般的教材を研究経験せしめて、然る後上学年に地方的教材を課すべき」³²⁾ だとしている。

次に教育実践を見ると以下のようなようである。先ず教材の例に関しては、伊藤信一郎は高等小学校の地方的教材として表3のような例を示した³³⁾。

表3 地方的教材

教材	題材
蔓細工	土瓶敷、土瓶弦、籠類、バスケット
羊歯細工	箸、筆軸、土瓶敷、茶盆、煙草盆、状差、短冊掛、額縁、小箱、籠、
杷柳細工	籠、バスケット、行李
麦稈経木細工	真田紐、籠
藁細工	縄、草履、草鞋、螺、筵、吹、俵、櫃入

また、前記の広島県の手工及工業科教程並設備標準では、「本県に於ける地方的教材」として、表4のものなどを挙げ、便宜これらから選択して課せば教育効果が上がるだろうとしている³⁴⁾。

表4 広島県の地方的教材例

1 藁細工	一般農村に実施し得
2 蔓細工	山間部に適す
3 羊歯細工	沿岸部に適す
4 竹細工	主として籠類の製作
5 藪細工	畳表、花筵製造ノ廢物利用

地方的教材に関する地方の実践例を主として広島県によって見ると次のようである。この頃同県では手工科の県指定奨励科目化、手工視学委員の任命、手工科及工業科教程並設備標準の編集、懸賞論文の募集、県下小学校児童手工展覧会の開催などの手当てを講じたため、一時期は手工教育に対する関心が高まっていた³⁵⁾。教師研鑽の機会も昭和2 (1927) 年8月の県師範学校における2週間の手工講習会を手始めに、昭和3年 (1928) 6月期だけでも東城手工講習会、田総手工講習会、高田郡手工講習会、佐伯郡手工講習会、世羅手工講習会、呉市手工及び

工業研究会、広島県師範附属小、三原女子師範附属小の各研究会などが開かれている³⁶⁾。

また昭和3年(1928)に全国児童成績品展覧会が開かれているが、その概評で広島県は出展数こそ少ないものの「地方的教材として羊歯及蔓の籠・貝細工等のあったのは喜ばしい」と評価されている³⁷⁾。昭和5年(1930)1月には広島県下小学校児童手工展覧会(広島県教育会主催)が開かれ2,800点余りの出展があったが、同時開催の手工教育研究会で岡山秀吉は、全国レベルのものはともかく、地方主催のものとしては、「未だ曾て見なかつた程盛大なもの」と評している³⁸⁾。同展の作品中には、「山県郡の蔓の炭取、豊田郡の藁細工養蚕具等、貝細工で菓子器、煙草盆等、羊歯では茶碗籠等」が出展されたと云うが³⁹⁾、米山利助(県立廿日市工業学校)は、「麻がら、杖條細工、羊歯細工、篠竹細工、繭又は蔓の細工」など、「もつと郷土的作品があつて然るべきである」と講評している⁴⁰⁾。なお、この時の懸賞論文では、時々の時勢に呼応して思い出したように振興策が云われ、そして何時しか火の消えたように寂寞に返ることを繰り返してきた手工教育の有り様に対して、「手工科に生気を帯ばしめる」ためには、「地方材料をうまく教材に取入れる事が肝要」で、教材に「地方的特色を持たしめる所に、画一から蟬脱した自由な創造気分を充ちた作品が生まれる」として、「此の点を捕へて手工科の新生面を發揮」さすべきだと論じ、地方的教材の有効性と活用を指摘している⁴¹⁾。

この頃、広島県師範学校の代用附属であった広島県緑井尋常高等小学校では、昭和10年(1935)に「農村に立脚したる手工手芸科教授細目」を示したが、これについて、師範学校の行友伴輔は農村における手工科教材選定の指針を示した良書と紹介している。同書では、「手工科の本来の目的を失はない程度に於て地方的材料」を取り入れて教材費の低減を図ったと云い、地方的材料として「手技、木の葉、実の自然物、松笠、麻殻、各種の竹、藁木、藺草、枝木、竹笹、川砂、小石、野菜物、丸木」を挙げて、それを用いた地方的教材を示している。同書掲載の教授細目の一部を示すと表5のようであるが⁴²⁾、同時期の都市部の例である東京芝区(表6)のものに比較するとその違いが歴然とする⁴³⁾。

表5 尋常科第6学年(男)の教授細目例(広島県緑井尋常高等小学校)

1 学期		2 学期		3 学期	
教材	題材名	教材	題材名	教材	題材名
竹細工	筆巻、犬、獅子舞、をどり蛸	藁細工	草履	木工	木工講話、鋸の用法、鉋台の検査、刃の研磨、鉋の用法、農場用立札、表札、土瓶敷、釜敷
総合工作	帆船	藺草細工	スリッパ	製図の心得と実習	投影図、縮尺図
針金細工	かやのつり手、智恵の輪	竹笹細工	籠	補充教材	植木鉢台
粘土細工	手又は足、平板彫刻、廢物利用	枝木細工	ベンチ、家		
補充教材	彫刻	木工	糸鋸機の使用、縄昇人形、版画		
		補充教材	自由製作		

表6 尋常科第6学年(男)の教授細目例(東京市芝区)

1 学期		2 学期		3 学期	
教材	題材名	教材	題材名	教材	題材名
木材中心 細工	素地彫刻ニヨル物、 掛棚、飾物台、	木材中心 細工	丸彫人形、本立、 建築物	雑材統合 細工他	理科的機械・器具 及玩具、木金製品 ノ修理、和洋本ノ 綴方装幀一般、包 結ビノ一般、手工 的校外見学、建築 一般、手工ト家庭 生活、手工ト社会 生活
金属中心 細工	門札、額縁その他	金属中心 細工	火箸、蠟燭立		

地方特有の材料の活用については、昭和10年(1935)の広島県訓導協議会において、木工産地の芦品郡府中東尋常高等小学校では、「教材化する適材は眼前にあり」をモットーにして、校庭のポプラ、キリ材などの木工製品用素材、自然木、竹木の枝、葉、皮など地域を中心にして蒐集可能な素材を利用すると報告している⁴⁴⁾。また、佐伯郡巖島小学校は、比較的早くから、校庭に植樹されているポプラ樹の利用を提唱している。ポプラ枝は乾燥しやすく軽柔で削りやすく釘打ちも容易なため、木工の初歩教材としては、「農村に於ける細木(丸木)細工や桑條細工に少しも負けない」としている。また、製材所の廃物であるのこ屑を着色して利用することも報告している⁴⁵⁾。

他府県の例でも秋田県では郷土的な手工科教材研究として「(1)材料費が余り高くない様に(2)工具の設備を余り要しないもの(3)郷土的材料の利用、郷土的色彩の表はれるもの(4)趣味的なもの(5)多少美術的な発展動向をもつもの(6)学童の発達に応じた指導系統をたどること」を考慮した試案を示している。そこでは手工科は「教育的にはとても生氣のある、学童によるこばれる教科」だが、「第一第二の点で捨てられ勝ち」になると、農村部における材料費などの課題を伝え⁴⁶⁾、郷土的材料として、「川砂、小砂利、玉石、樹枝、樹皮、木の実、麦稈、甘藷蔓、粘土」など報告している⁴⁷⁾。三重県では、「桑葉を去られた桑條がむごむご朽ちてしまふのを見るに忍びません」からとして、養蚕に伴う廃棄物である桑條の利用について、「自信を以て農村小学校の手工教材の一つ」であるとして推奨している⁴⁸⁾。鹿児島県では、材料として「粘土、軽石、砂、貝殻、鋸屑」を、また地方産業と関係するものとして、「竹、ビロー」などを報告している⁴⁹⁾。ただ、貝細工に対しては限定された地域の採用であれば、地方の特産物に関連さすという教育的意味はあるものの、「貝細工は手工科教材として一般に取入れることは不可能である」⁵⁰⁾と云う見解もあった。

こうした地方的教材の採用については次のようなことが指摘された。

広島県の訓導協議会答申案では全国的には新教育の高まりに伴い、手工教育の認識は高まりつつあるものの、県下の状況に関しては「地方化郷土化の主張は偏狭なる教育に陥り、或は芸術的態度に趨り、或は実用的態度に偏したる等幾多の反省すべき余地あり」と評価した。その上で、答申案では、教員研修の充実、指導機関の設置、設備の充実など6項目を示したが、教員研修では、「地方の素材を吟味し之が教材としての利用の方途を研究すること」⁵¹⁾が挙げられている。

ところで反省すべき余地ありと指摘された点は、大竹拙三（広島高等師範学校）の「あまりに地方の教材一方にのみ偏して」は「かへつて手工教育の本質から遠ざかる」⁵²⁾ことになるに要約される。その他、伊藤信一郎は一般教材を課した上で実施するならともかく、地方的教材の中の数種類を課すのみで、一般教材である「紙細工、粘土細工、木工、金工、製図、手芸」などを考慮しないとすれば、それは手工科の理念からすれば「偏頗な手工教育」だとした。地方的教材は取り扱い上で不便なものが少なくないから教育価値や取扱の難易を考慮して取捨選択すべきで、「郷土教材、地方教材、郷土化、地方化等の美名の下に教育的価値の薄弱なものを過重する」ことがないようにすべきで、「教育価値の豊富な一般教材を退け、偏奇性に富む地方教材を過重するやふなことがあつてはならぬ」⁵³⁾とした。矢崎好幸（山梨県師範学校）は、「創作手工に煽り立てられた図画手工教育」は、「何時しか方法の自由に走り、無指導放任の図画手工教育が大胆にも行われ」た⁵⁴⁾。伊藤信一郎は、「地方の材料を用ひ地方の生活に役立つ教材を採るべきである」と云う考えに対して、「これは決して穩健な考ではない」。また「職業的希望を満足させやうとするもの」も見受けられるが、これも余り極端に走ると弊害が少なくない。また、一見、農村部に適当な教材と思える藁細工なども農産加工品の類と見なすべきであるとしている⁵⁵⁾。

なお、手工教育と云えば常に経費の問題がつきまどっていた。いくら手工教育が教育上の価値を主張しても、農村部の教育現場では「設備材料の困惑するが如きものを以て農村の教材として計画する」のでは、「発展はおろか、反対に自然消滅せざるを得ない」と云う声が少なかつた⁵⁶⁾。しかし、手工教育に対する財政的支援は、昭和6年（1931）11月の小学校長会が文部省諮問に対して「実業科の設備補助の途を講ずること」は要求しても手工科のそれは答申しなかつた⁵⁷⁾ように、総じて設備など経費に関しては冷淡であつた。広島県でも広島県訓導協議会で遠藤県視学官が、「手工科材料費、工具費、設備費へ特に補助している町村ありや」と云う問に答えて、「経費としてはない、臨時費としてはだんだんあるが手工科としてのみのは見あたらぬ」と回答している⁵⁸⁾。そのような情況は他府県でも大同小異であつたと思われ、地方における手工教育の実践は困難を伴つたようだ。経費に関わる例を広島県訓導協議会報告⁵⁹⁾によつてみると、神石郡小島校は「手工科設備と材料費負担の問題が本科の振興を邪魔をなす一原因」である、双三郡三良坂校は「農村における不振の原因」は、「多額なる材料費と莫大なる設備」にあるから、「材料費と設備費とを目立たぬ様にする為には」自ずと竹細工のような教材を採用することになる、賀茂郡中黒瀬校は「現今農村の急迫している経済状態では多くの経費を要する手工科」では地方材料を採用するのが有利である、御調郡吉和校では、材料費確保の手段として作品の即売による「手工預金」を行っているなどと報告されている。

地方的教材に対しては理想論からくる否定論もあつたが、①教材費の軽減、②郷土教育への対応、③画一化からの脱皮などの点から、財政的に厳しい教育環境の中でも、農村の実態に即応し手工教育を維持していこうとする現場教師には支持され受け入れられた。

まとめ

大正から昭和初期は西欧の新教育思潮や新教育運動の影響を受けて様々な教育論や教育実践が試みられた。また折からの農村恐慌に対する教育版地方振興政策とも云える郷土教育運動が起きた。このような教育状況の下で大正15年（1926）、手工教育界の悲願であつた必修科目化が、高等小学校にのみと云う変則な形ではあつたが実現された。しかし、このことは、教育界全体からすれば必ずしも歓迎されたわけではなく、むしろ厄介物視されたと云うのも実態であつ

た。

そのような状況の下で、手工教育も教育課程改革や郷土教育に取り組んでいくことになる。教育課程改革では、第一次世界大戦の経験から、「創作の必要と学問・工業の独立」を痛切に感じさせられた結果、教材の整理統合が求められ、「大正三・四年頃」から旧来の教材の中から「色板排、折紙、紙拵、組紙、製本、紐結、造花、石膏細工」などが削除された。また、全国統一的で画一化した教育内容について、実生活からの遊離と地域社会への適合を指摘され、麦稈細工、経木細工、藁細工などの地方的教材の採用が云われだした⁶⁰⁾。

また教材の画一化については、「高等師範の附属でやつている事を、農村や漁村の小学校で其のまま実施しやうとする如きは、全く児童の生活を無視し、全国画一的形式に墮らしむるものと云はねばならぬ⁶¹⁾と云う、教材を都市化へ一般化することに対しての指摘も云われた。手工教育では、「細目の郷土化さるべきことを忘れて」、都会の指導計画が「小村僻地にまでも使用」されていた、あるいは教授細目が「教師中心的教授中心的なそして中央集権的な傾向が多分にあった事は否定する事の出来無い事実」であったともされた。こうした傾向に対しては、「一面こうした傾向に甘んじて農村の教育程度が都会のそれに近づいたが如く心ひそかに満足していつたような教師の安逸が認識不足が無かつたといへようか」と云う反省もみられた⁶²⁾。

郷土教育との関係では地方的な材料の活用を云った。小学校手工科教授要目が土地の状況によるとしながらも、様々な地方的素材の活用を道を開いたため、教材選択に著しく自由度が与えられることになり、結果、蔓細工、籐細工、羊歯細工、杷柳細工、藁細工、麦稈経木細工、松毬細工、白樺細工、貝細工、椰子の実細工、ビロー樹の葉などの雑多な教材が扱われるようになった。一般には地方的な材料を扱うことは、「郷土の自然を理解し之を利用するの念を養ひ」、加えて「郷土の誇りと愛郷心とを喚起させる」と云う点で「大いに価値あるものであると思ふ」と理解されていたようである⁶³⁾。また「郷土教育は（中略）、単に材料の蒐集に終つたり陳列であつたりしただけでは、真の郷土教育とはなり得ない⁶⁴⁾」のであり、阿部七五三吉は物品の製作にあたって郷土の材料を活用することを通して、郷土の自然と諸生産物について理解を深め、さらにはそれら生産物に払われた労力や勤労の習慣の必要性などについての理解を助けるなど⁶⁵⁾、手工教育は「郷土生活の指導上、最も实际的な有力な地位に在る⁶⁶⁾」とした。こうした地方的材料の採用は、「手工は遊ぶ代わりだ。手わるさの変形だ」と云う程度で「児童の頭に根強く刻印されて居るらしい⁶⁷⁾と云う手工教育の現状、そして手工教育を理解しない管理者や保護者の存在している状況では、過渡期的に「方便として手近な材料を使つて経費の削減を図り、卑近な実用品を作らせること」で理解を得たり⁶⁸⁾、地方産業に関連づけを持たせる地方的材料の利用により、手工科に対する興味関心を深めることができると云う醒めた見方もあった。

郷土化と云う課題は既に大正初期には取り上げられ、前述のように「郷土化を単に在来地方に行はれて居る産業に教材を選ぶこと」、あるいは「其の地方より産出する原料を教材として求むること」として、それで「郷土化し終れりと思意する」場合も少なくないと指摘されていた古くて新しい課題であったが⁶⁹⁾、それを克服できたのだろうか。

昭和初期の実践について、大竹拙三は「藁細工の如きは其土地に於ける郷土的材料として誠に推称すべきもの」と云えるだろうが、教育的に見た場合には「勤労の精神を養ふ以外に果して何程の価値があらうか⁷⁰⁾、また、伊達高道（広島県師範学校附属小学校）は、「地方の生産業が此の方面に多い」等と云う一点により年中、「竹や藁のみを材料として手工が行はれて居るのでは真の手工教育は徹底され得ない⁷¹⁾」としている。

このように様々な実践がなされた割には評価は芳しくない結果に終わったようである。これについて、山形寛は地方的材料の利用は、対象材料が既に地方産業として定着しており、教材としての利用がその域を出なかったこと、及び一旦採用するとその利用に固執してしまったこと等を挙げて、結果的には期待した成果を見なかったという⁷²⁾。要するに、地方伝統品、日用雑貨、民芸品、土産物などをモデルとしたため、それを乗り越えられず、教材としての教育的価値、効用を見いだせなかったのであろう。

また、材料確保の点でも問題があった。確かに、素材を身近から発掘し、自ら採取し、加工し、作品化して実用に供するやり方は郷土教育の在り方としては相応しいとしても、「晩秋農村の田圃に捨てられているものを貫い集めて、調材し着色すれば相当に立派な手工材料となる」や、「自分の郷土に在るものを児童と共に採取すれば事足りる」⁷³⁾と云った程度では限界があった。

大正15年（1926）の小学校令改正で高等小学校に実業科工業が設置されたことにより、手工科と実業科は建前上、一般陶冶と職業陶冶の担当区分を明確化し、従来から引きずり続けていた教育目的の二重課題が解消した。こうして、くびきを外され新教育の影響を受けた手工教育は、子供の活発な創作活動を誘発するなど一時的であれこそ生気を与え、また郷土教育と結びついた実践では、地方的教材の開発という形で目新しさを誘った。しかし、ともすれば正統派手工教育の対極である図画教育との結びつきを強くした自由、創作的な手工教育への流れは、技術教育の観点からすれば不適であった。折からの時代の急転は国民思想の統一と教育制度の刷新をもたらし、昭和10年（1935）の教学刷新審議会や昭和12年（1937）の教育審議会官制の公布となった。手工教育界もこれに呼応する形で科学的手工教育の考えが主張され、「科学的創作的内容を持つた新しい充実した手工教育へと是正せられて行かなくてはならない」⁷⁴⁾であるとか、手工教材の内容は「時勢の要求に必ず科学的材料を多くとり入れて行く様にせねばならない」⁷⁵⁾などの声が出始めた。

手工教育界も技術教育からはほど遠い教育内容の斟酌に終始し、地方的材料の利用による地方的教材でこと足れりと云う時代ではなくなってきていた。手工教育には自由教育の名の下に子供の思いつきを重視するものづくりより、科学的な見地からの技術教育が求められ始めた。永らく主流を占めてきた手技的な教科内容から、機械器具の取り扱いを含む技術的な内容へと転換することになる。

このように郷土教育としての手工教育はさしたる成果も見ないまま収束し、次段階へと展開することになるが、これに関しては前報⁷⁶⁾で述べておいた。

なお、地方的材料、地方的教材の採用は「その土地の特産物の萌芽となり或は副業を産む」ことにつながる可能性もある⁷⁷⁾、あるいは「産業振興等の如き積極的生産発展の方面にも寄与し得るとまで思う」⁷⁸⁾など、手工教育は郷土の貧窮をいかにして救うか、郷土の更生にいかに一役を果たすべきかの視点からも論じられるようになる。このように、手工教育は農村教育対策の視点からの検討も必要であるが、それは次報で改めて触れたい。

注

- 1) 野田義夫 昭和7 労作教育原論 p.565
- 2) 手工研究 昭和7 第147号 p.16
- 3) 手工研究 昭和7 第142号 p.27
- 4) 及川平治の動的教育論、稲毛金七の創造教育論、樋口長市の自学教育論、手塚岸衛の自由

教育論、片上伸の文芸教育論、千葉命吉の一切衝動皆満足論、河野清丸の自動教育論、小原園芳の全人教育論を指す

- 5) 学校美術 昭和6 第5巻第3号 p.59
- 6) 手工研究 昭和7 第147号 p.16
- 7) 学校教育 大正8 第65号 第6巻第1冊 p.42
- 8) 伊藤信一郎 昭和13 手工教育原義 p.348
- 9) 永岩卯一 (神戸市兵庫高等小学校) 昭和2 明日の教育 p.297
- 10) 地方的教材を取り上げた文献は少ないが、田中陽子 昭和57 山梨県立女子短期大学紀NO.15 「わが国における工芸教育の変遷 (2)」や山田敏雄 昭和53 広島文教女子大学研究紀要 13 「昭和初期の手工教育」等が文中で触れている
- 11) 学校美術 昭和6 第5巻第3号 p.56
- 12) 萬富三 (東京豊島師範学校教諭) 学校美術 昭和6 第5巻第9号 p.11
- 13) 山形寛 昭和42 日本美術教育史 p.511
- 14) 手工研究 昭和7 第147号 p.16
- 15) 学校美術 昭和7 第6巻第9号 p.65
- 16) 手工研究 昭和6 第136号 p.1
- 17) 手工研究 昭和7 第147号 p.20
- 18) 学校美術 昭和7 第6巻第9号 p.65
- 19) 手工研究 昭和6 第136号 pp.1-3
- 20) 木村憲二 (青山師範学校) 学校美術 昭和6 第5巻第9号 p.14
- 21) 指導会資料「手工科経営の要諦」 昭和12 p.10
- 22) 阿部七五三吉 昭和2 高等小学校手工科新指導 pp.45-50
- 23) 手工研究 昭和2 第85号 pp.1-17
- 24) 手工研究 昭和2 第102号 p.38
- 25) 広島県教育会編纂 手工及工業科教程並設備標準 昭和2 pp.9-10
- 26) 山形寛 昭和5 手工教育問答 p.84
- 27) 手工及工業科教程並設備標準 昭和2 p.6
- 28) 伊藤信一郎 昭和13 手工教育原義 p.499
- 29) 行友伴輔 昭和5 図画手工教育 第3巻第2号 pp.28-29
- 30) 図画手工教育 昭和5 第3巻第2号 p.25
- 31) 伊藤信一郎 昭和13 手工教育原義 p.498 p.502
- 32) 行友伴輔 昭和5 図画手工教育 第3巻第2号 p.29
- 33) 伊藤信一郎 昭和2 明日の教育 第7巻第2号 p.105
- 34) 手工及工業科教程並設備標準 昭和2 p.8
- 35) 第一回広島県訓導協議会算術手工発表集録 昭和10 p.5
- 36) 図画手工教育 昭和3 p.47
- 37) 手工研究 昭和3 第102号 p.27
- 38) 図画手工教育 昭和5 第3巻第2号 p.5
- 39) 図画手工教育 昭和5 第3巻第2号 p.28
- 40) 芸備教育 昭和5 第302号 p.6
- 41) 佐藤真一 芸備教育 昭和5 第302号 p.20 本県手工教育振興策を論ず

- 42) 緑井尋常高等小学校編 農村に立脚したる手工手芸科教授細目 昭和10
- 43) 芝区手工訓導協議会編 手工科教授細目 昭和7 非売品
- 44) 第一回広島県訓導協議会算術手工発表集録 昭和10 我校手工科教育経営の実際を述ぶ
- 45) 手工研究 昭和2 第85号 p.20
- 46) 軽部洋太郎 (秋田市旭川小学校) 学校美術 昭和10 第9巻第11号 p.54
- 47) 学校美術 昭和10 第9巻第12号 p.55
- 48) 染川清一郎 (三重県師範学校) 手工研究 昭和2 第81号 p.10
- 49) 田丸愛吉 (鹿児島県志布志小学校) 学校美術 昭和7 第6巻第9号 p.46
- 50) 阿部孫作 (青森県女子師範学校) 手工研究 昭和2 第89号 p.30
- 51) 第一回広島県訓導協議会算術手工発表集録 昭和10 p.12
- 52) 大竹拙三 昭和2 高等小学校に於ける手工科の使命と其の実際 p.361
- 53) 伊藤信一郎 昭和13 手工教育原義 p.499 p.500-501
- 54) 学校美術 昭和9 第8巻第5号 p.16
- 55) 伊藤信一郎 昭和13 手工教育原義 p.501
- 56) 手工研究 昭和11 第189号 p.4
- 57) 手工研究 昭和7 第150号 p.4
- 58) 第一回広島県訓導協議会算術手工発表集録 昭和10 p.6
- 59) 第一回広島県訓導協議会算術手工発表集録 昭和10 p.45
- 60) 伊藤信一郎 手工教育原義 昭和13 p.259
- 61) 石谷辰治郎 学校教育 大正14 第146号 p.28
- 62) 学校美術 昭和7 第6巻第9号 p.69
- 63) 手工研究 昭和4 第120号 p.34
- 64) 手工研究 昭和7 第150号 p.21
- 65) 阿部七五三吉 現代手工教育要義 昭和14 pp.18-19
- 66) 手工研究 昭和7 第150号 p.21
- 67) 佐藤真一 芸備教育 昭和5 第302号 p.16
- 68) 伊藤信一郎 手工教育原義 昭和13 pp.500-501
- 69) 学校教育 大正8 第65号第6巻第1冊 p.42
- 70) 学校教育 昭和3 第184号 p.44
- 71) 学校教育 昭和12 第295号 p.44
- 72) 山形寛 昭和42 日本美術教育史 p.590
- 73) 手工研究 昭和7 第150号 p.25
- 74) 学校美術 昭和9 第8巻第11号 p.12
- 75) 大竹拙三 昭和2 高等小学校に於ける手工科の使命と其の実際 p.361
- 76) 山口大学教育学部研究論叢 平成7 第45巻第3部 戦前初等教育における技術教育の展開について(1)
- 77) 学校美術 昭和7 第6巻第9号 p.47
- 78) 後藤福次郎 学校美術 昭和6 第5巻第6号 p.10